

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業(以下「事業」という。)及び被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について(平成27年社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大垣市(以下「市」という。)とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができる者であって、社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに、事業の一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護受給者 大垣市福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)において生活保護を受給している者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ア 福祉事務所長が就労可能と判断している者

イ 就労を希望している者であって、精神疾患、ひきこもりその他の就労定着が困難な事由により直ちに就労することが困難なもの

(2) 生活困窮者 市内に在住している法第3条第2項に規定する自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)を利用している者であって、次のアからウのいずれかに該当するものとする。

ア 申込日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者との世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申込日の属する年度(申込日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)及び生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省令告示第158号)による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であって、かつ申込日における生活困窮者及び生活困窮者との世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下である者

イ アに該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

(ア) アに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

(イ) アに該当しない者であって、アに該当する者となるおそれがあること。

ウ 福祉事務所長が事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支援の目標や具体的な支援内容を記載した支援計画書(以下「就労準備支援プログラム」という)の作成、見直し及び評価
- (2) 適正な生活習慣の形成等の日常生活自立に関する支援
- (3) 社会的能力の形成等の社会生活自立に関する支援
- (4) 就労に向けた基礎能力や知識の習得等の就労自立に関する支援
- (5) 就労体験に関する支援
- (6) その他必要な支援

(実施場所)

第5条 市は、市内に事業の実施場所を確保しなければならない。ただし、前条第5号の就労体験については、市外において事業を実施する必要があると福祉事務所長が認めたときは、この限りでない。

(職員配置)

第6条 市は、第4条に規定する支援を行うため、就労準備支援事業支援者を配置するものとする。

2 前項の職員のうち、職員の統括を行う者を就労準備支援事業責任者とする。

3 前2項に掲げる職員は、厚生労働省が実施する養成研修を受講済み又は受講予定である者を原則とする。

(利用期間)

第7条 事業の利用期間は、1年を超えない期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長が適当と判断したときは、事業を再度利用することができる。

(利用料)

第8条 事業の利用は、無料とする。

(利用手続)

第9条 事業の利用希望者は、大垣市就労準備支援事業利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を福祉事務所長に提出するもの

とする。

- 2 前項の利用希望者のうち第3条第2号に該当する者は、利用申請書に大垣市生活困窮者等就労準備支援事業資産収入申告書(第2号様式)を添えて、福祉事務所に提出するものとする。

(利用決定)

第10条 福祉事務所長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査の上、利用の可否を決定し、申請を行った者に大垣市就労準備支援事業利用決定(承認・不承認)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(支援の終了)

第11条 事業の利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援を終了する。

- (1) 就労準備支援プログラムを修了したとき。
- (2) 就職したとき。
- (3) 市によって利用者の支援を他事業又は他機関へ引き継がれたとき。
- (4) おおむね1月以上連絡が取れず、又は利用の実績がないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 支援の辞退を申し出たとき。
- (7) その他支援の継続が困難であると福祉事務所長によって判断されたとき。

(協力事業所)

第12条 就労体験の受入れを希望する事業所(以下「協力事業所」という。)は、事業の趣旨に賛同し、生活保護受給者及び生活困窮者の就労に理解がある事業所のうち、次条の登録を行ったものでなければならない。

(協力事業所の登録等)

第13条 協力事業所の登録を希望する事業所の代表者は、大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録申請書(第4号様式)を福祉事務所長に提出するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、その可否を決定し、大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録の審査結果通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定により決定した協力事業所を、大垣市

生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録台帳（第6号様式）に登録する。

（就労体験の決定）

第14条 福祉事務所長は、就労体験を必要とする者の就労体験を実施するときは、その受入れ事業者を前条第3項の規定により登録した事業所から選定するものとする。

（協力費）

第15条 市長は、就労体験の実施において、対象者1名につき日額2千円に実施日数を乗じて得た額（1月当たり2万円を限度とする。）を、就労体験の受入れ事業者に対し支払う。

（協力費の支払）

第16条 協力事業所が就労体験者を受け入れたときは、就労体験の終了後遅滞なく、大垣市生活困窮者等就労準備支援事業就労体験協力費請求書（第7号様式。以下「協力費請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の協力費請求書の提出があったときは、請求書の内容を精査し、協力事業所に協力費を支払う。

（守秘義務）

第17条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施方法については、厚生労働省が示す手引き等によるものとし、その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

年 月 日

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業利用申込書

大垣市福祉事務所長 様

(利用申込者)

住所

氏名

私は、次のとおり大垣市就労準備支援事業の利用を申し込みます。

なお、事業の利用に当たり、私の個人情報をもとに就労準備支援事業の委託先その他支援関係機関とで共有することに同意します。

住 所	☐ 申込者と同じ(記入不要)
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
連絡先	(自宅または携帯電話番号)
既往症等	(傷病名・通院中の医療機関名称等)
特記事項	(配慮が必要なこと等があれば記入してください。)

第2号様式(第9条関係)

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業資産収入申告書

ふりがな						
氏名						
生年月日	年 月 日					
住所						
申立事項	ふりがな					合計
	氏名					
	続柄	本人				
	生年月日					
	収入金額 (月額)	円	円	円	円	円
	預貯金等 の金額	円	円	円	円	円
	※申請(申込)日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載してください。失業給付や児童手当等各種手当も含めてください。					
大垣市就労準備支援事業の利用申込みを行うにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立てをします。 なお、事業の利用に当たり、私の個人情報をもとに就労準備支援事業の委託先その他支援関係機関とで共有することに同意します。 大垣市福祉事務所長 様 年 月 日 申請者氏名						

第3号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市福祉事務所長

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業利用決定(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申込みのあった大垣市就労準備支援事業の利用について、次のとおり決定(承認・不承認)しましたので通知します。

利 用 者 氏 名 (申 込 者 氏 名)	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
不 承 認 理 由	

第4号様式(第13条関係)

年 月 日

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録申請書

大垣市福祉事務所長 様

(登録申込者)

所在地

事業所名

代表者名

事業の目的を理解し、就労体験の受入れを希望しますので、大垣市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱第16条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、受入れにおいて知り得た個人情報等は適切に管理します。

事業所の業種		
事業所名		
所在地		
電話番号		
メールアドレス		
就労体験に関する事項	就労体験場所 (所在地)	
	従業員数	
	設備・環境	(バリアフリーの状況や室内設備等)
	体験作業内容	
	特記事項	(伝えておきたいこと等があれば記入してください。)

第5号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市福祉事務所長

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録の審査結果通知書

年 月 日付けで申請がありました大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

承認・不承認

2 不承認理由

第6号様式(第13条関係)

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業協力事業所登録台帳

登 録 番 号		
事 業 所 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
メールアドレス		
就 労 体 験 に 関 す る 事 項	就 労 体 験 場 所	
	従 業 員 数	
	設 備 ・ 環 境	
	体 験 作 業 内 容	
	特 記 事 項	
登 録 番 号		
事 業 所 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
メールアドレス		
就 労 体 験 に 関 す る 事 項	就 労 体 験 場 所	
	従 業 員 数	
	設 備 ・ 環 境	
	体 験 作 業 内 容	
	特 記 事 項	

年 月 日

大垣市生活困窮者等就労準備支援事業就労体験協力費請求書

大垣市長 様

(請求者)

住所

氏名

年 月 日から 年 月 日までの就労体験協力費として、次のとおり金額を請求します。

金 円

(請求内訳)

就労体験者氏名	就労体験日数	単価	請求額

(振込先)

金融機関名 本・支店	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	